

大学の教員組織の見直しに関する Q and A

平成18年5月26日

文部科学省高等教育局
大 学 振 興 課

目 次

問 1	大学の教員組織の見直しは、どのような趣旨で行われたのか。……………	2
問 2	各教員の職務分担や処遇はどのように決めるのか。……………	2
問 3	助教授や助手を引き続き置くことは可能か。……………	3
問 4	准教授、助教への切り替えは、いつまでにしなければならないのか。……	3
問 5	助教は、どのような者になることができるのか。……………	4
問 6	助教は、任期付きで採用することになるのか。……………	4
問 7	助教は、大学院学生の教育や研究指導を行えるのか。……………	5
問 8	助教と助手の職務、役割はどのように違うのか。……………	5
問 9	助手のキャリアパスはどうなるのか。……………	6
問10	講師の位置付けはどうなるのか。……………	6
問11	19年 4 月に学部・学科等の新設を行う場合、設置認可の申請段階で専任教員を新たな職種ごとに確定させる必要があるのか。……………	7
問12	准教授、助教、助手を置かないでもよい場合とはどのような場合か。……	7
問13	講座制・学科目制を採用することは可能か。……………	8
問14	准教授、助教の英文名称はどうなるのか。……………	8
問15	専任教員に関する規定を見直した趣旨如何。……………	9
問16	専ら当該大学における教育研究に従事する専任教員とは、どのような者を指すのか。……………	10
問17	どのような場合に、他の大学の教員になったり、企業等の職員となっていて人を専任教員とできるのか。……………	10

問１ 大学の教員組織の見直しは、どのような趣旨で行われたのか。

（答）

従来、大学の教員組織の在り方については、特に、研究面において、若手の大学教員が柔軟な発想を活かした研究活動を展開する上で必ずしも適切なものとなっていないなどの指摘がなされていた。

また、大学教員の基本的な職として、教育研究を主たる職務とする教授、助教授と、教育研究を主たる職務とするかその補助を主たる職務とするかが必ずしも明瞭でない助手が置かれており、助手については、自ら教育研究を行うことを主たる職務とする者であっても、明確に位置付けられていなかった。

このため、自ら教育研究を行うことを主たる職務とする職と、教育研究の補助を主たる職務とする者を明確に分け、前者を「助教」と位置付けることとしたものである。

また、助教授についても、実態に相応した位置付けを与えるとともに、国際的な通用性を図る観点から、新たに「准教授」と位置付けたものである。

問２ 各教員の職務分担や処遇はどのように決めるのか。

（答）

改正後の学校教育法第58条は、教授、准教授、助教の職務内容について、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」として共通に規定しているが、各職が有すべき知識及び能力等に区別を設けており、各大学において、教員の具体的な職務分担を定める際には、このような各職の位置づけを踏まえ、役割分担と連携の下で組織的に職務が遂行されるよう留意して行う必要がある。

このため、本年３月、大学設置基準を改正し、第７条第２項において、各教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制する旨を規定している。

また、准教授、助教等を含む各教員の給与等の処遇は、関係法令の諸規定を踏まえ、各大学において、これまでの経緯や職務実態等を勘案して、判断されるものである。

問3 助教授や助手を引き続き置くことは可能か。

(答)

「助教授」については、必要な資格や職務内容の違いを明確にし、学校教育法第58条第2項の定める「その他必要な職員」として置くことは可能であるが、この「助教授」は、現行のように大学に置かなければならないものではなく、その数は、大学設置基準第13条において定める専任教員数に算入できないものである。

また、「助手」については、従来職務内容が曖昧であった助手を、主たる職務を自ら教育研究を行うこととする「助教」と、教育研究の補助とする「助手」に整理したことを踏まえ、教育研究を主たる職務とする「助手」を設けるようなことは、こうした改正の趣旨にそぐわず、混乱を招きかねないため不適切であると考えられる。

問4 准教授、助教への切り替えは、いつまでにしなければならないのか。

(答)

各大学において、法令改正の施行日である平成19年4月1日をもって、これらの職に就く者の職の「切り替え」が行われる必要がある。

なお、改正後の大学設置基準第13条において、専任教員数には、教授、准教授、講師、助教の数を算入することとしているため、大学において、同日以降も、現行の助教授をそのまま留めておくと、必要数を欠くこととなるおそれがあることに注意することが必要である。

また、「切り替え」に伴い、改めて文部科学省において、教員の審査等を受ける必要はないが、学則にこれらの職に係る定めを置く公私立大学は、本年12月31日までに文部科学省への届出が必要となる。

問5 助教は、どのような者になることができるのか。

(答)

助教は、自ら教育研究を行うことを主たる職務とし、授業科目を担当することができることから、教授等と同様に大学における教育を担当するに相応しい教育上の能力を有すると認められるとともに、大学教員のキャリアパスの一段階に位置付けられることから、研究上の能力として、修士又は専門職学位以上の資格を有することとすることが適当である。

そこで、大学設置基準第16条の2において、教授又は准教授の資格を有する者、修士の学位(医学、歯学、薬学(6年制のみ)、獣医学の課程は、学士の学位)又は専門職学位を有する者、専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者、のいずれかの要件を満たし、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者と規定している。

問6 助教は、任期付きで採用することになるのか。

(答)

国際的な通用性の観点や、優秀な人材の確保、人材の流動性の向上を図るため、助教について、期間を定めた雇用(任期制)などを導入することが考えられるが、その導入については、あくまでも各大学において、その実情や分野の特性に応じて適切に判断されるものである。

なお、今回の法律改正に伴い、「大学の教員等の任期に関する法律」が改正され、同法第4条において、大学が教員を任用する場合に任期を定めることができる事由の一つとして、従来の「助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき」に対応するものとして、「助教の職に就けるとき」が規定されている。

問 7 助教は、大学院学生の教育や研究指導を行えるのか。

(答)

助教は、教育研究を主たる職務とするものとして位置付けたものであり、大学において、助教の具体的な職務分担を定めるにあたり、大学院学生の教育や研究指導に関わらせることも可能である。

また、大学院設置基準第 9 条に規定する資格を満たせば、助教であっても、同条において大学院に置くこととされる教員の数に算入することができるものである。

問 8 助教と助手の職務、役割はどのように違うのか

(答)

今回の改正により、現在の助手の職を分けて、自ら教育研究を行うことを主たる職務とし、将来の教授、准教授等を目指す者の就く最初の大学教員の職として、「助教」の職を新設したとともに、「助手」について、教育研究の補助を主たる職務とする職として明確化した。

具体的には、助教の主な職務内容としては、教授等が担当責任者となっている授業科目の一部の担当や、大学が適切と判断した授業科目の担当責任者となること、大学院学生への研究指導に関わること、自らの研究を行うことなどであり、助手の主な職務内容としては、講義・演習・実験・実習の補助（講義等のための教材作成の補助、教授等の指示の下に行う実験の実演、実験機器・薬品等の準備、教育面での連絡調整など）、研究の補助（観測・測定、実験機器・観測機器等の管理、研究面での連絡調整など）などが想定されるものである。

問9 助手のキャリアパスはどのようなになるのか。

(答)

新たな助手は、教育研究の補助を主たる職務とするものであり、教育研究を主たる職務とする助教とは、職務内容において異なる性格を有するものである。

このため、助手のキャリアパスについては、大学や分野の実情に応じて、各大学において判断されるものであるが、例えば、各大学の判断により、主任助手などの独自の体系を設けることや、情報化・国際化への対応、入試などの専門性の高い職務を担う職を設け、助手との間で人事交流を行うことも考えられる。なお、助手が本人の適性や資質能力により、助教等に採用されることも考えられる。

問10 講師の位置付けはどうなるのか。

(答)

講師は、教育研究を主たる職務とする職として、基本的に大学に置かなければならない教授、准教授、助教とは別に、学校教育法第58条第2項に基づき、大学の判断により置くことができる職であり、この基本的な性格は、改正前と変わるものではなく、今回の改正点は、同条第10項において、教授及び「助教授」ではなく、教授及び「准教授」に準ずる職務に従事すると規定していることである。

講師を置く場合は、このような法律上の位置付けを踏まえ、各大学において、教員組織における講師の位置づけや具体的な職務分担等を定める必要がある。

また、各大学において、常勤の講師を助教授と助手の間に位置づけることが実態となっているが、助教の導入に伴い、改めて職務分担や給与等の処遇等においてどのように常勤の講師を位置づけるかは、各大学の判断によるものである。

問11 19年4月に学部・学科等の新設を行う場合、設置認可の申請段階で専任教員を新たな職種ごとに確定させる必要があるのか。

(答)

平成18年度中に行われる平成19年4月の大学等の開設に向けた設置審査は、改正後の法律及び省令の施行を前提として行われるものである。

したがって、学部・学科等の新設等を行う場合の設置認可申請や届出に当たっては、新たな職種ごとに専任教員を確定させる必要がある。なお、学内手続きの遅延により、専任教員が確定していない場合は、大学設置室に相談いただきたい。

問12 准教授、助教、助手を置かないことができる場合とはどのような場合か。

(問)

学校教育法第58条第1項において、准教授、助教、助手は、基本的に大学に置かなければならないとされているが、全ての大学に必ず置かなければならないものではなく、各大学の理念や各専攻分野の実情等によって、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、置かないことが可能であるとしている。

「教育研究上の組織編制として適切と認められる場合」としては、具体的には、様々なものが考えられるが、例えば、学生の教育に重点を置き、他大学において業績を確立しているベテラン教授を中心に採用している場合、学際分野などの分野の特性に応じて、教授のみを置いて幅広い関連領域を履修させる方が有効な場合等が考えられる。

問13 講座制・学科目制を採用することは可能か。

(答)

今回の大学設置基準の改正により、講座制や学科目制に関する規定を削除したが、このことは、適切な役割分担の下での組織的な連携体制の確保や教育研究に係る責任の所在の明確化を図るものとして、講座制や学科目制を採ることを否定するものではなく、各大学において、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続き講座制・学科目制を採ることも可能である。

問14 准教授、助教の英文名称はどうなるのか。

(答)

新設する准教授と助教の公定の英文名称は定めないが、各大学等において英文名称を定める際は、米国においては、プロフェッサー (professor) の次にアソシエイト・プロフェッサー (associate professor) が位置付けられ、さらに前段階にアシスタント・プロフェッサー (assistant professor) が位置付けられていることを参考とすることが考えられる。

問15 専任教員に関する規定を見直した趣旨如何。

(答)

大学設置基準第12条において、専任教員について、「一の大学においてのみ専任教員となる」、「当該大学以外における教育研究活動その他の活動を考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない」と規定されていた。

一方、昨年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では、高等教育の質の保証を図るため、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等を具体化・明確化する努力が必要である」と指摘され、政府の規制改革・民間開放会議から、「大学教育の質を確保する観点から、平成17年度中に、専任教員の要件・目安の一層の明確化等の措置を検討し、結論を得るとの方針が示されていた。

これを受けて、専任教員について、本来在るべき原則とその例外に関する基本的な考え方の明確化を図るため、一の大学においてのみ専任教員となるとする取扱いに変更せず、「専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする」と規定し、その例外として、「教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学の教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる」と規定したものである。

問16 専ら当該大学における教育研究に従事する専任教員とは、どのような者を指すのか。

(答)

大学設置基準第12条第2項においては、「専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする」と規定しているが、この「専ら」とは、専任教員が、当該大学等における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定している。

問17 どのような場合に、他の大学の教員になったり、企業等の職員となっている人を専任教員とできるのか。

(答)

大学設置基準第12条第3項では、「教育研究上特に必要があり」「当該大学における教育研究の遂行に支障がない」と認められる場合を要件として規定している。

「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、同項による専任教員の割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意する必要がある。